

御意向ヲ承ケ給ハリタイ

(十) 輝ソテスオト言フ詔ニ行カナイレ何時迄ト曰チ初ルトハ出
来ナイト思フ中興委員カラ支部ノ意見ヲ聞イテ其カテ處置
ヲソケテ世員ヒタイト言フ希望ナレ

議長 十一番ノ説明ノ通一不レカラ續念ノ必西ハナイト思フ、
スガ採決シタイ。

満場一致可決、

議長 米ハニ録リ上ルアル海解ノ決議事項達成ニ関スル件ノ決議文
起草委員ノ報告ガアリマス

(七) 議決案ニ付テ報告シマスニ先カテ誤字ノ訂正ヲ願マス

米(四) 理事會ニ於テ決議シ交渉シテ載キ其ニ対スル回答モアリマ
シカク回答ノアツク其事ニ付テ更ニ本願ヒレコウト言フ其ニ過キナイ

トヤリマス又會議カ清ニマシケラウ各級ノ委員諸君ト慎重會議ニテ
不充足ナリ決議文ヲ作リシヨ私ハ委員長ト言フ意前ライタケキ
マシカ此ノ文ハ私ノ頭カラ檢リ出シテ譯シテハアリマセン。皆サンノ努力
ニ因ッテ出来タノチアリマス

(番外十一) 米一回ノ決議並ニ希望事項ニ関シテ交渉シタ其ノ事柄

ニ付テ回答ガアツクガ尙一層徹底カスト言フ意味カラ私共ガ委員
トナツタノチアリマス 形式ヲドウスルカ 抽象的ニヤルカ 具体化シテヤルカガ

問題トナリ簡單ニアレバ意志ノ發表ガヨク出来ナイトシ 詳シク書ケバ
長クナル 睡眠不足 朦朧トシタ眼ヲ見タトテアルカラ 誤字脱字ガ多

クアリマスカラナラソテイテ所ハドシノナラシテ世員ヒタイ

(三) 委員ノ報告ニ慎重アルベク承リタイ